

平成 27 年 11 月 16 日

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関 御中

一般社団法人全国銀行協会

「全銀協 TIBOR の更なる改革について」（第 2 回市中協議）  
に対する意見の提出について

平成 27 年 8 月 28 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、別紙の意見は、レート呈示者としてのリファレンス・バンクの立場からではなく、全銀協 TIBOR の利用者としての立場からのコメントを取りまとめております。

以 上

## 「全銀協TIBORの更なる改革について」(第2回市中協議)に対する意見について

項番	該当箇所 (頁、項目等)	コメント	理由等
1	【19頁】 2. (3)継続検討とすべき論点 ①日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合の是非	デリバティブのディーラーの立場からの提案としては、類似の金利指標が併存していることは管理のうえで望ましくない。日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合については継続検討とするのではなく、現時点で統合またはどちらかの廃止を検討しても良いと思われる。	現在は、日本円TIBORとユーロ円TIBORのベースはほとんどなく、ほぼ同一のレートとなっている。このため、統合または一方を廃止しても、金利環境の観点からみても、影響は相対的に軽微であると考えられる。  また、東京のインターバンク市場である無担保コール市場とユーロ円市場を参照している日本円TIBORとユーロ円TIBORは、レファレンス・バンクがほぼ同じであり、金利水準もほぼ同様なのにベースリスクが存在する状況である。したがって、金利水準が同じならばベースリスクがなくなることが望ましく、統合または廃止を歓迎する声もデリバティブ関係者にはある。  例えば、ユーロ円TIBORを廃止した場合、その代わりに全銀協TIBOR運営機関が日本円TIBORをベースに360日ベースを算術的に計算して公表してもらうことで、利用者としての利便性も保たれると考える。
2	【24頁(および20頁の2. (3)②)】 3. ご意見をお伺いしたい事項 (3)2か月物、12か月物の公表停止について(追加照会)	全銀協TIBORのテナー廃止については、以下の影響がある。 ①金融庁宛報告の「MK023 金利種類別金利リスク・GPS方式」で使用しているテナーが3つに減少する。 ・本来6つのテナーで報告すべきところ、以前9か月物のテナー廃止された際には、(金融庁の指示により)廃止になった「9.0M」を除外して5つのテナー「1.0M、2.0 M、3.0 M、6.0 M、1.0 Y」での報告が行われている。 ②一部クーポンレート計算において2か月物テナーを利用している銘柄が存在しており、テナー廃止により対応が必要となる。	
3	【24頁(および20頁の2. (3)②)】 3. ご意見をお伺いしたい事項 (3)2か月物、12か月物の公表停止について(追加照会)	【2か月物、12か月物の公表の継続を希望する意見】  ①全銀協TIBORは時価評価や対願提示ベース金利指標として広く利用している状況にあり、2か月物、12か月物の公表が停止された場合、右記(i)～(iii)のような影響が懸念される。このため、これまで通りのレート公表を希望する。  ②価格の公正性の観点から、可能な限りTIBOR運営機関において、2か月物、12か月物のレートを算出・公表していただきたい。もしくは、各行で推計するための複数の代替措置を検討し提示していただきたい。	(i) 時価評価への影響 ・金融商品を時価評価するための金利イールド作成に、2か月物、12か月物のレートを使用している(1、2、3、6、12か月をつなげている)。特に12か月物は1年金利を算出する重要なグリッドであるため、データが取得できないと、線形補間方式で中間期間金利の算出が不可能となる。また毎週、全銀協TIBORをもとに預貸金の評価レートを算出しているため、2か月物と12か月物の公表が停止されると、指標とする数値がなくなることになる。 ・12か月物は1年以内のイールドカーブを作成するために必須である。金利スワップとTIBORの差異が大きく1年物の金利スワップでは代替できない。  (ii) 対願貸出金利設定への影響 ・対願貸出の金利設定において、例えば「1か月と20日(50日間)」の場合、2か月物を利用し貸出金利を設定しているが、2か月物が廃止された場合には、3か月物を利用することとなる。借入期間とベースレート期間が大きく異なることにもなり回避すべきである。 ・2か月物については顧客取引での利用が多く、廃止の影響が大きい。 ・削減対象テナーのうち、2か月物は、1か月物と3か月物との単純な線形補間が適切でない場合(例:年末年始、期末期初等、金利が特定の日付で大幅に変動する場合)が想定され、また、12か月物は、6か月超1年以内の期間の金利指標としての存在意義が大きいため、公表を継続することが望ましい。なお、金利設定に12か月物を使用しているため、12か月物の公表が停止された場合には、金利設定事務に支障が生じることになる。  (iii) 既存契約変更への影響 ・期間1年の貸出に対しては12か月物を利用することが多く、12か月物が廃止された場合、1年物のスワップレートがベースとなると思われるが、現行契約において当該スワップレートを使用することは記載されておらず、多大な契約変更手続負担が発生する。 ・削減対象テナーにもとづく既存契約も存在することから、既存契約の見直し等にかかる事務負担を軽減するためにも公表の継続が望ましい。
4	【24頁(および20頁の2. (3)②)】 3. ご意見をお伺いしたい事項 (3)2か月物、12か月物の公表停止について(追加照会)	【12か月物の公表の継続を希望する意見】  ・2か月物の公表停止は1か月物、3か月物で線形補間できることもあり問題ないが、12か月物の公表停止については公表継続を希望する。	12か月物自体を参照する貸出が残存している。 また、6か月～12か月の期間もつなぎ資金として発生しており、その際の線形補間の指標として継続使用を希望する。